

第五十四号議案

江戸川区児童育成手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年五月二十六日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区児童育成手当条例の一部を改正する条例

江戸川区児童育成手当条例（昭和四十六年十月江戸川区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「一三、〇〇〇円」を「一三、五〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、五〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第五条第一項の表の規定は、令和四年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

（説明）

ひとり親家庭等の負担を軽減するため、児童育成手当の支給額を改定する必要があるので、本案を提出いたします。